

令和6年度決算見込

	科 目	予算額(千円)
経常収入	保険料	1,618,653
	特定健康診査等補助金	608
	雑収入・その他	964
	合 計 (A)	1,620,225
経常外収入	調整保険料	12,577
	繰越金	100,000
	繰入金	0
	国庫補助金収入	28,190
	財政調整事業交付金	13,260
	合 計	154,027
	収 入 総 計 (C)	1,774,252
経常支出	保険給付費	863,864
	納付金	484,886
	保健事業費	36,800
	事務費	33,600
	その他	1,500
	合 計 (B)	1,420,650
経常外支出	財政調整事業拠出金	13,800
	予備費	0
	営繕費・その他	5
	合 計	13,805
	支 出 総 計 (D)	1,434,530
	経常収支差引額 (A) - (B)	199,500
	残 金 (C) - (D)	339,722

令和7年度予算

	科 目	予算額(千円)
経常収入	保険料	1,561,860
	特定健康診査等補助金	601
	雑収入・その他	1,983
	合 計 (A)	1,564,444
経常外収入	調整保険料	18,395
	繰越金	200,000
	繰入金	0
	国庫補助金収入	5
	財政調整事業交付金	7,001
	合 計	225,401
	収 入 総 計 (C)	1,789,845
経常支出	保険給付費	903,020
	納付金	733,503
	保健事業費	44,000
	事務費	43,670
	その他	6,092
	合 計 (B)	1,730,285
経常外支出	財政調整事業拠出金	18,395
	予備費	41,000
	営繕費・その他	165
	合 計	59,560
	支 出 総 計 (D)	1,789,845
	経常収支差引額 (A) - (B)	▲165,841
	残 金 (C) - (D)	0

※決算残金処分 … 令和7年度繰越金へ 300,000千円 積立金他へ 20,748千円

令和6年度介護保険決算見込

	収 入 (千円)	支 出 (千円)
介護保険料	163,469	介護納付金 154,735
繰越金	15,000	保険料還付金 0
国庫補助金収入	0	積立金 0
繰入金	0	予備費 0
雑収入	13	
合 計	178,402	合 計 154,735

※決算残金処分 … 令和7年度繰越金へ 15,000千円 準備金へ 595千円

令和7年度介護保険予算

	収 入 (千円)	支 出 (千円)
介護保険料	143,850	介護納付金 156,932
繰越金	15,000	保険料還付金 50
国庫補助金収入	0	雑支出 871
雑収入	3	予備費 1,000
合 計	158,853	合 計 158,853

公告

令和7年3月1日
令和7年度任意継続被保険者の
標準報酬月額の上限 32万

予算案のポイント

- ◆ 一般合計保険料率は、昨年と同じ料率です。(107.07%) 1‰=1/1000
* 調整保険料率は施行令により引き下げ、一般保険料率は引上げとなります。
- ◆ 介護保険料率は、昨年と同じ料率です。(18.00%)
- ◆ 高齢者医療納付金は 248,617 千円増加しました。

令和7年度 保健事業計画

1. 特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の被保険者、被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施します。（日帰り人間ドック受診者にあつては、その健診をもって実施に代えます。）
また、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師等により生活習慣を見直すサポートをします。

2. 第3期データヘルス計画の実施

診療報酬明細書・健診データ等の医療情報を活用し被保険者・被扶養者の健康管理、健康づくり、疾病予防対策など保健事業を効果的・効率的に実施します。

3. 疾病・重症化予防対策

インフルエンザ予防接種者に一部補助を実施し、感染予防を推進します。
喫煙者に、『禁煙サポート』を展開し、禁煙を推奨します。
糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入し、人工透析等への移行を防止します。
血圧手帳を配布し、血圧コントロールで循環器系疾病の重症化を予防します。

4. 禁煙サポート事業

禁煙を望む被保険者に対して、スマートフォンを使って禁煙治療アプリにより遠隔での治療介入を実施します。

5. 歯科健診

年間を通じて、歯科健診を推進し、歯周病予防を展開しています。（費用は健保組合が負担します）

6. 健康セミナーの開催

新人社員健康セミナー（4月）、糖尿病予防セミナー（7月）、口腔衛生セミナー（10月）を計画しています。

7. 健康ウォーキングキャンペーンの実施

10月～11月の2ヶ月間実施 完歩賞進呈

8. 後発医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品のメリットなどを被保険者等に周知を図るとともに、ジェネリック医薬品減額通知サービスの実施などにより、医療費節減のための対策を図っていきます。

9. ホームページの開設

令和7年7月から熊本県自動車販売店健康保険組合ホームページ開設。
www.kuma-jihankenpo.or.jp

10. 機関紙の発行

年2回発行し、被保険者全員（任意継続被保険者は除く）に配布します。医療保険制度のしくみや健保組合の現状、健康づくりや疾病予防対策などの情報を提供し、また健康保険の事務手続きなど、幅広い内容の記事を掲載し、健保組合を身近に感じていただける機関紙をめざしています。

整骨院の施術には 保険適用になる施術と ならない施術があります。

保険適用となる施術

（外傷性が明らかな負傷）

- 負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折
- 脱臼
- ひび（不全骨折）
- ねんざ
- 打撲
- 肉離れ（挫傷）



※内科的原因による疾患は含まれません。
※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
※骨・腱・筋・関節・靱帯などのケガが保険適用となります。

自費となる施術

（病気による痛み、原因不明の痛み）

- 慢性に至った外傷性の負傷
- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に整骨院の施術を受けている場合
- 通勤中や勤務中の負傷（健康保険ではなく労災保険の適用）

- 整骨院で保険適用となる施術と判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、施術費用の全額が自己負担となります。
- 長期にわたる施術を受けているなどの患者には健保組合からの照会が行われます。